綱紀監察研修資料（令和６年８月）

綱 紀 に つ い て

名古屋国税局　税理士監理官

税 理 士 の 使 命

税理士法第１条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第１条は、税理士がその職務を行うに当たり、独立した公正な立場を堅持して、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現するように努めることが税理士の使命であることを定めたものであるとともに、税理士法の解釈に当たってよるべき基本原則を明らかにした規定です。

なお、税理士法第１条の規定は、税理士法人にも準用されています（法第48条の16）。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士法は、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを行うことができる者を原則として税理士又は税理士法人に限定する一方で、税理士に対して一定の義務等を課しています。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等を例示すると、以下のとおりとなります。

税理士が遵守すべき主な税理士法上の義務等

1　税理士の使命（法第１条）
2　税務代理の権限の明示（法第30条）
3　特別の委任を要する事項（法第31条）
4　税理士証票の提示（法第32条）
5　署名の義務（法第33条）
6　脱税相談等の禁止（法第36条）
7　信用失墜行為の禁止（法第37条）
8　非税理士に対する名義貸しの禁止（法第37条の２）
9　秘密を守る義務（法第38条）
10　会則を守る義務（法第39条）
11　研修（法第39条の２）
12　事務所の設置（法第40条）
13　帳簿作成の義務（法第41条）
14　使用人等に対する監督義務（法第41条の２）
15　助言義務（法第41条の３）
16　業務の制限（法第42条）
17　業務の停止（法第43条）

税理士法人が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人である（法第48条の２）ことから、税理士業務を行う際の税理士の義務等に関する法の規定については、自然人としての税理士に関するものを除き、税理士法人にも適用することとされ、税理士に関する規定が準用されています（法第48条の16）。

なお、税理士及び税理士法人の両者を対象とした義務に関する規定が設けられているほか、税理士法人のみを対象とした義務に関する規定も設けられています。

税理士法人のみを対象とした主な税理士法上の義務等

1　設立の手続（法第48条の8第1項）
税理士法人の設立には、2人以上の社員税理士が必要。

2　成立の届出等（法第48条の10第1項）

3　社員の常駐（法第48条の12）
税理士法人の事務所（従たる事務所を含む。）には、その所在する地域の税理士会の会員である社員税理士を常駐させなければならない。

4　定款の変更（法第48条の13第2項）

5　社員の競業の禁止（法第48条の14）
社員税理士が税理士法人とは別に、個人として税理士業務を行ってはならない。
また、他の税理士法人の社員となることも禁止されている。

6　業務の執行方法（法第48条の15）
税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

7　解散の届出（法第48条の18第3項）

税理士に対する懲戒処分

税理士業務の執行は、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、監督上の行政処分として、税理士に対する懲戒処分制度が設けられています。

税理士法第44条は、税理士に対する懲戒処分として、税理士業務の禁止、２年以内の税理士業務の停止、及び戒告の３種類を規定しています。

税理士に対する懲戒処分の種類

（税理士業務の禁止）　税理士業務の禁止は、税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分、すなわち、不作為義務を命ずる処分であり、税理士に対する懲戒処分のうち最も重い処分です。税理士業務の禁止処分を受けた者は、法第４条第６号の規定により処分を受けた日から３年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、法第26条第１項第４号の規定により税理士登録を抹消されることとなります。

（２年以内の税理士業務の停止）　２年以内の税理士業務の停止は、税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分です。２年以内の税理士業務の停止処分を受けた者は、その停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されません。

（戒告）　戒告は、本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分であり、懲戒処分としては最も軽いものです。戒告処分を受けた者は、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けませんので、引き続き税理士業務を行うことができます。

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

不真正の税務書類の作成及び脱税相談等をした場合の懲戒（法第45条）

故意による特定の不正行為（第１項）

税理士が、故意（注１）に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

過失による特定の不正行為（第２項）

税理士が、相当の注意を怠り（注２）、法第45条第１項に規定する行為をしたときは、戒告又は２年以内の税理士業務の停止の処分の対象とされています。

（注１）「故意」とは、事実に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税理士法基本通達45－１）。

（注２）「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいいます（税理士法基本通達45－２）。

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

一般の懲戒（法第46条）

税理士が、法第45条の規定に該当する場合を除き、法第33条の２第１項若しくは第２項（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

なお、法第46条の懲戒事由については、財務省告示において対象となる行為が例示されています。

税理士に対する懲戒処分

税理士法第46条の規定を適用し、第44条の懲戒処分の対象となる行為（財務省告示）

⑴ 法第33条の２第１項又は第２項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき（法第46条該当）
⑵ 自己脱税（法第37条違反）
⑶ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法第37条違反）
⑷ 調査妨害（法第37条違反）
⑸ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（法第37条違反）
⑹ 業務け怠（法第37条違反）
⑺ 税理士会の会費の滞納（法第37条違反）
⑻ その他反職業倫理的行為（法第37条違反）
⑼ 非税理士に対する名義貸し（法第37条の２違反）
⑽ 秘密を守る義務違反（法第38条違反）
⑾ 帳簿作成の義務違反（法第41条違反）
⑿ 使用人等に対する監督義務違反（法第41条の２違反）
⒀ 業務の制限違反（法第42条違反）
⒁ 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき（法第46条該当）
⒂ 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき（法第46条該当）

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」として、財務省告示（平成20年３月31日財務省告示第104号）により定められ、国税庁ホームページでも公表されています。

なお、告示の概要は以下のとおりです。

Ⅰ　総則

（量定の判断要素及び範囲）

税理士法に規定する税理士に対する懲戒処分等の量定は、財務省告示Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとされています。

① 不正行為の性質、態様、効果等
② 税理士の不正行為の前後の態度
③ 懲戒処分等の前歴
④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
⑤ その他個別事情

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（２年）			禁止
					６月	１年	２年	
法45条（不真正税務書類の作成等）	第１項（故意）	2年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問い得る「不正所得金額等」			6月以上		
	第２項（過失）	戒告又は2年以内の停止	税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額等」					
法46条（懲戒）	法33条の2の虚偽記載	戒告　又は　2年以内の停止　又は　禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度		1年以内			
	法37条（信用失墜行為）：自己脱税（重加）		不正所得金額等					
	法37条（信用失墜行為）：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）		申告漏れ所得金額等					
	法37条（信用失墜行為）：調査妨害		行為の回数、程度					
	法37条（信用失墜行為）：名義貸し（法37条の2を除く）		貸人数、作成件数、期間、対価の額等					
	法37条（信用失墜行為）：業務懈怠		－		1年以内			
	法37条（信用失墜行為）：会費滞納		－					
	法37条（信用失墜行為）：その他反職業倫理的行為		－					

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（２年）			禁止
					６月	１年	２年	
法46条（懲戒）	法37条の2（名義貸し）	戒告　又は 2年以内の停止 又は　禁止	貸人数、作成件数、期間、対価の額等		←	→		→
	法38条（守秘義務）		－		←	→		→
	法41条（帳簿作成義務）		－	←	→			
	法41条の2（使用人監督義務）		－	←	1年以内	→		
	法42条（業務の制限）		税務代理件数、作成件数、相談件数		←	→		→
	業務停止処分違反		－					← →
	その他		－	←	→	→	→	→

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等（文言の補足）

① 「不正所得金額等」とは、国税通則法第68 条（重加算税）に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいいます。
② 「申告漏れ所得金額等」とは、国税通則法第18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第24 条に規定する更正若しくは同法第25 条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいいます。
③ 「法第33 条の２の虚偽記載」とは、法第33 条の２第１項又は第２項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたときをいいます。
④ 「自己脱税」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、不正所得金額等があることをいいます。
⑤ 「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいいます。
⑥ 「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいいます。
⑦ 「名義貸し（ 第37 条の２ を除く）」とは、税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させること）をいいます。
⑧ 「業務け怠」とは、委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいいます。
⑨ 「会費滞納」とは、所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいいます。
⑩ 「その他反職業倫理的行為」とは、④から⑨以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいいます。
⑪ 「業務停止処分違反」とは、税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行った場合をいいます。
⑫ 「その他」とは、「対象行為」欄に記載の行為以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反した場合をいいます。

元税理士に対する懲戒処分を受けるべきであったことの決定

「懲戒処分」を逃れようとして、税理士が自ら税理士登録を抹消した場合、その人は税理士ではなくなりますので、懲戒処分をすることができなくなります。

そこで、令和４年度の税理士法改正において、新たに「懲戒処分相当であったことの決定」をすることができることとされ、この決定を受けた人は、業務禁止相当の場合はその後３年間、業務停止相当の場合は決定された期間、税理士登録ができないこととなりました。

この制度は、令和５年４月１日以後にした税理士法違反行為について適用されます。

懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（法第48条）

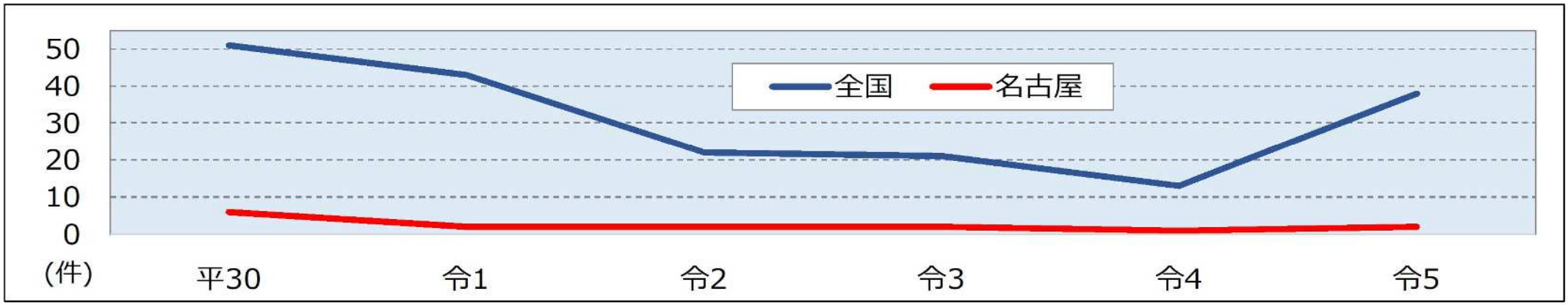
財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条又は第46条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。

この場合において、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第２号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

税理士に対する懲戒処分（懲戒処分の件数）

会計年度		平30	令1	令2	令3	令4	令5	計
処分件数　計		6 / 51	2 / 43	2 / 22	2 / 21	1 / 13	2 / 38	15 / 188
会計年度		平30	令1	令2	令3	令4	令5	計
処分別内訳	禁　止	2 / 9	1 / 14	0 / 4	0 / 5	0 / 4	2 / 5	5 / 41
	停　止	4 / 42	1 / 29	2 / 18	2 / 16	1 / 9	0 / 33	10 / 147
	戒　告	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

（注）　表の右下の数字は全国の処分件数を、表の左上の数字は名古屋局の処分件数を示す。



税 理 士 法 違 反 行 為 事 例

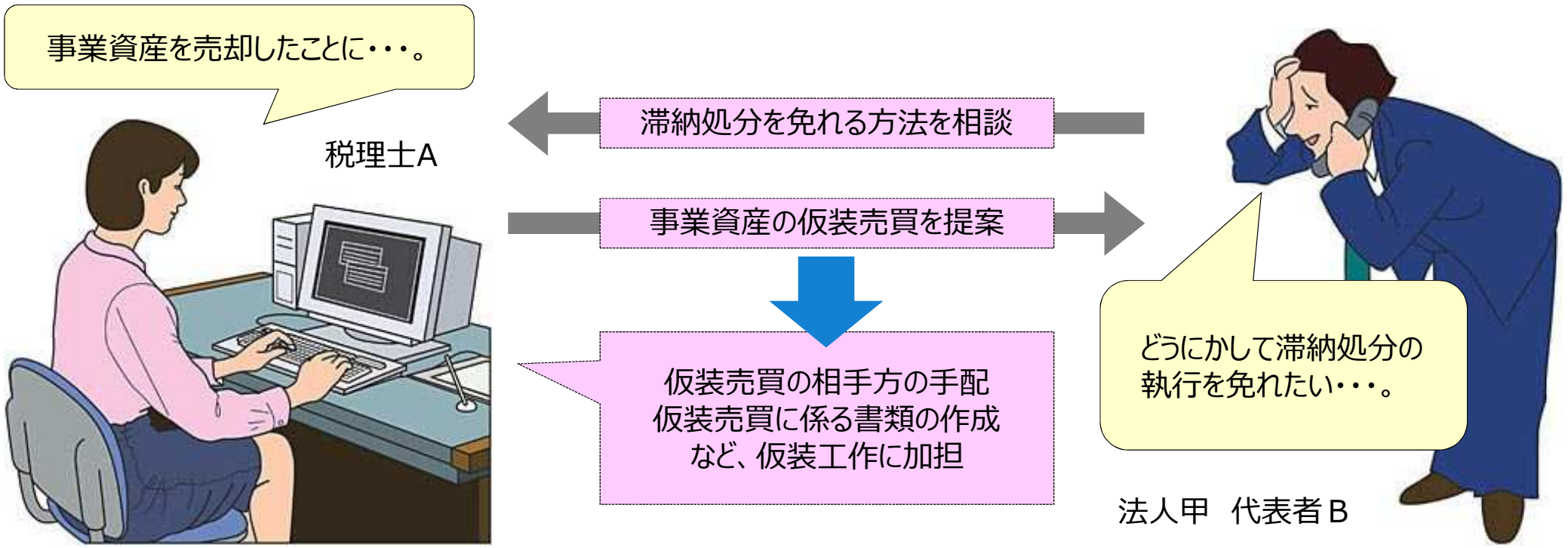
事例１　脱税相談をした場合
事例２　故意に不真正の税務書類を作成した場合
事例３　相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合
事例４　自己脱税をした場合
事例５　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合
事例６　業務懈怠をした場合
事例７　その他の反職業倫理的な行為をした場合
事例８　非税理士に対して名義貸しをした場合
事例９～11　使用人に対する監督義務違反があった場合
事例12　社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

（事例１）脱税相談をした場合

事案概要

税理士Ａは、滞納のある関与先法人甲の代表者Ｂから、法人甲に対する滞納処分の執行を免れたい旨の相談を受け、一度は断ったものの、Ｂの強い求めに応じ、Ｂに対して、法人甲の事業資産を仮装売買することを提案した。

税理士Ａは、Ｂの了承を得た上で、仮装売買の相手方の手配や仮装売買に係る書類の作成など、不正に国税の徴収を免れるための工作に加担した。



（事例１）脱税相談をした場合

適用条文等

法36条（脱税相談等の禁止）違反　税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
６月以上２年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

（脱税相談）

脱税相談とは、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れること、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をすること。

「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の逋脱を図るための具体的な方法を教示することであり、「相談に応じ」とは、税の逋脱の具体的方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすることが典型的な例といえる。
また、「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の逋脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当する。

脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の逋脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に逋脱行為を行ったかどうかは問わない。

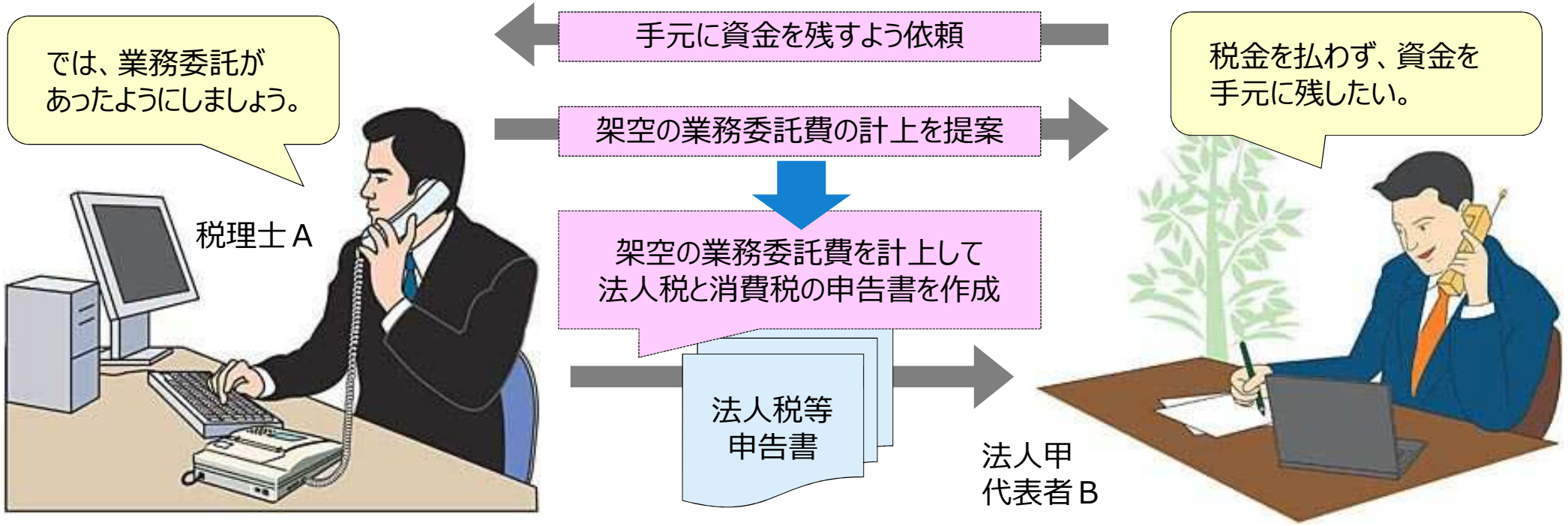
（事例２）故意に不真正の税務書類を作成した場合

事案概要

税理士Ａは、関与先法人甲の法人税と消費税の確定申告に当たり、法人甲の代表者Ｂから、税金を払わずに資金として手元に置いておきたい旨の依頼を受けた。

税理士Ａは、Ｂが代表者である法人乙に業務委託があったように装うことをＢに提案し、法人乙名義の口座に業務委託費として振り込ませた上で、架空の業務委託費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

なお、税理士Ａは、不正行為に加担した手数料として、法人乙名義の口座にＢが振り込んだ金額の一部を受領していた。



（事例２）故意に不真正の税務書類を作成した場合

適用条文等

法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
６月以上２年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

（故意）

「故意」とは、事実に反し、又は反するおそれがあると認識して行うことをいう。

（真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき）

「真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」とは、委嘱者である納税義務者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき、税理士が自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実に反すると認識しながら、あえて、その不真正な事実に基づいて税務代理又は税務書類の作成をしたことをいう。

（助言義務）法41条の３　税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。



（事例２）故意に不真正の税務書類を作成した場合

【事例】 関与先から真正の事実を知らされていたにもかかわらず、不真正の申告書を作成した場合

税理士Ａは、関与先Ｂの所得税と消費税の確定申告に当たり、Ｂが持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることをＢから知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士Ａは、関与先Ｂが帳簿に計上している接待交際費が架空である事実を認識しながら、その架空の接待交際費をそのまま計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

【事例】 関与先から依頼されていないにもかかわらず、自ら不真正の申告書を作成した場合

税理士Ａは、関与先Ｂの所得税と消費税の確定申告に当たり、Ｂから売上集計表を預かり、正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、Ｂが納得すると思われる税額になるよう自ら売上金額の一部を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士Ａは、関与先Ｂの正しい売上金額を認識しながら、自ら売上金額の一部を除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

（事例３）相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

事案概要

税理士Ａは、関与先法人甲の法人税の申告に当たり、法人甲の代表者Ｂから口頭で、「多額の売掛金が回収不能となったので、貸し倒れとして処理してほしい」と依頼を受けた。

税理士Ａは、代表者Ｂが回収不能となったとする売掛金の回収状況や取引先の現況を確認するなど、その適否を検討することなく、Ｂから口頭で聞いた金額を損失に計上して申告書を作成した。

後日、法人甲に対する税務調査において、売掛金は代表者Ｂが簿外で回収し、Ｂの私的な借入金の返済に充てていた事実が判明した。



（事例３）相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

適用条文等

法45条2項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は ２年以内の税理士業務の停止

留意点

（相当の注意を怠り）

「相当の注意を怠り」とは、税理士が、職業専門家としての知識・経験に基づき、通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう。

（事例４）自己脱税（信用失墜行為）をした場合

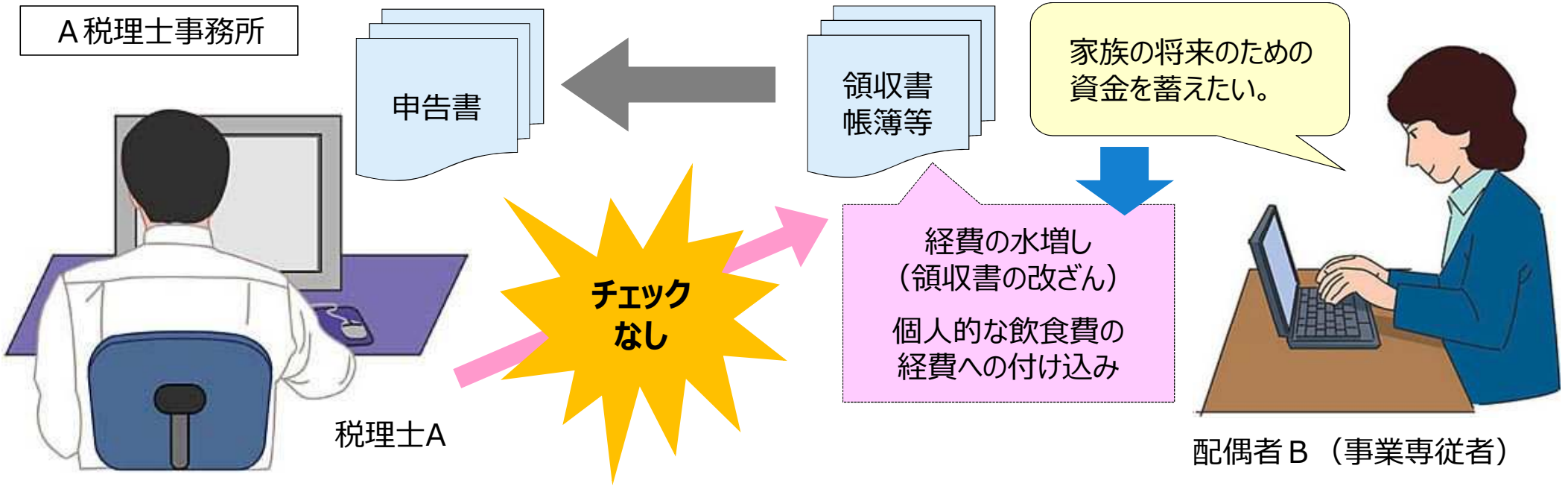
事案概要

税理士Ａは、自身の事業に関する記帳業務を配偶者Ｂ（事業専従者）に任せきりにしており、自身の所得税や消費税の申告書を作成する際も、Ｂが作成した帳簿等の内容を全く確認していなかった。

Ｂは、家族の将来のための資金を蓄える目的で、経費の領収書の記載金額を改ざんする方法により、経費を水増し計上していたほか、自身の個人的な飲食費を経費として計上していた。

税理士Ａは、Ｂが作成した帳簿等に基づいて自身の所得税と消費税の申告書を作成し、税務署へ提出した。

後日、税理士Ａは、自身に対する税務調査において、Ｂが経費を水増し計上（仮装・隠ぺい行為）していたことや、個人的な飲食費を経費に計上していたことを知った。



（事例４）自己脱税（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

法37条（信用失墜行為の禁止）違反　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 不正所得金額等の額に応じて、２年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

（信用失墜行為）

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

（自己脱税）

「自己脱税」とは、税理士の自己の申告について、重加算税の対象となる不正所得金額等が認められることをいう。
「自己」には、税理士本人のほか、税理士が代表者である法人、税理士が実質的に支配していると認められる法人が含まれる。

【事例】 税理士Ａは、自身が代表者を務める法人甲の申告に当たり、役員でなく勤務実態もない自身の親族Ｂが法人甲の役員として業務に従事していたように装うため、開催していない臨時株主総会の議事録を偽造した上で、架空の役員報酬を計上することにより、不正に所得金額を圧縮して法人甲の申告を行った。

【解説】 税理士が代表者である法人の申告に不正所得金額が認められる場合も自己脱税（信用失墜行為）に該当します。

（事例５）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（信用失墜行為）をした場合

事案概要

税理士Ａは、自身の所得税と消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことに加えて、消費税の納付額より所得税の還付額が多くなると見込まれたことから、連年、法定申告期限までに確定申告書を提出せず、多額の申告漏れ所得を生じさせた。

税理士Ａは、過去にも申告義務があるにもかかわらず法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導を受けていた。



（事例５）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

法37条（信用失墜行為の禁止）違反　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は ２年以内の税理士業務の停止

留意点

（信用失墜行為）

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、税理士の自己の申告における申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するものをいう。

「自己」には、税理士本人のほか、税理士が代表者である法人、税理士が実質的に支配していると認められる法人を含まれる。

（無申告）

申告義務があるにもかかわらず、法定申告期限までに申告しなかった場合が対象となる（注）。

（注）還付申告であっても、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）による改正前の所得税法120条（確定所得申告）の規定に該当するときは確定申告が必要となることに留意が必要。

（事例６）業務懈怠（信用失墜行為）をした場合

事案概要

税理士Ａは、講演や執筆活動といった副業が忙しく、税理士業務が疎かになっていた。

税理士Ａは、関与先Ｂの贈与税の申告について、相続時精算課税を選択するよう関与先Ｂから依頼されていたにもかかわらず、正当な理由なく相続時精算課税選択届出書の提出を怠り、関与先Ｂに過少申告加算税の賦課等の損害を与えた。

また、税理士Ａは、関与先Ｃから、消費税の申告書の作成と提出について委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限内での申告書提出を怠り、関与先Ｃに無申告加算税の賦課等の損害を与えた。



（事例６）業務懈怠（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

法37条（信用失墜行為の禁止）違反　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告　又は　１年以内の税理士業務の停止

留意点

（信用失墜行為）

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

（業務懈怠）

「業務懈怠」とは、委嘱された税理士業務を正当な理由なく怠ることをいい、税理士法37条において禁止される信用失墜行為に該当する。

（事例７）その他の反職業倫理的な行為（信用失墜行為）をした場合

【事例】 業務上横領をした場合

税理士Ａは、関与先の事務負担を減らすために、複数の関与先から税理士報酬に係る源泉所得税を預かり、その源泉所得税を自身が代わりに納付することを関与先と約定していたにもかかわらず、関与先の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

【解説】

税理士Ａは、税理士業務に関連して横領を行っており、このことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

【事例】 国税職員との不適切な関係等があった場合

元国税職員である税理士Ａは、国税職員は国家公務員倫理規程により繰り返し供応接待や財産上の利益を受けることが禁止されていることや、国税通則法等により守秘義務が課されていることを認識していながら、かつて同僚であった現職の国税職員Ｂに対し、供応接待や財産上の利益の供与を繰り返し行うとともに、税務調査の内容等の情報提供を依頼し、その情報を入手して自身の税理士業務に活用した。

【解説】

税理士Ａは、国税職員Ｂが国家公務員倫理規程や国税通則法等に違反することを認識しながら、Ｂと不適切な関係を持ち、情報の提供を依頼するなどしており、これらのことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

（事例８）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

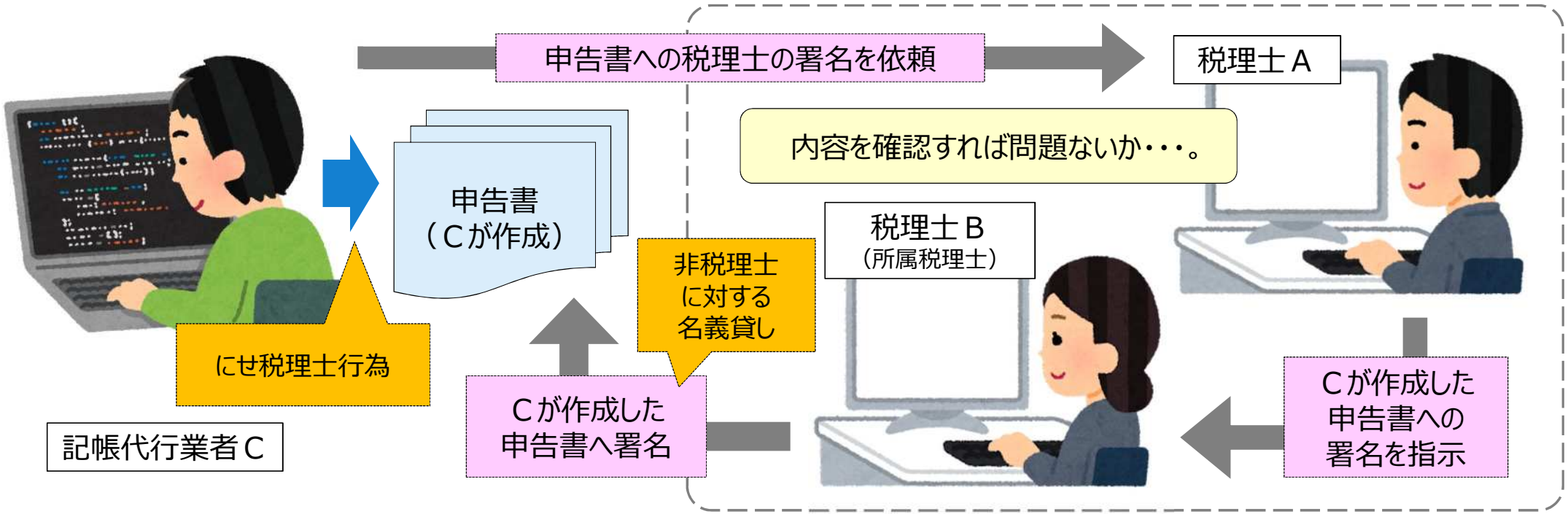
事案概要

記帳代行業者Ｃは、税理士資格を有していないにもかかわらず、記帳代行の延長として顧客の確定申告書を作成しており、顧客が確定申告書への税理士の署名を望む場合には、税理士Ａに自身が作成した確定申告書への署名を依頼していた。

税理士Ａは、Ｃからの依頼に応じて、自身の税理士事務所の所属税理士である税理士Ｂに対し、Ｃが作成した確定申告書に署名するよう、指示していた。

税理士Ｂは、税理士Ａからの指示を受けて、Ｃが作成した確定申告書に記載漏れや計算誤りがないか、形式的なチェックを行った上で、自身の署名を行っていた。

税理士Ａと税理士Ｂは、税理士でない者が作成した確定申告書に署名しても、その内容を税理士が確認していれば名義貸しには該当しないと認識していた。



（事例８）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

適用条文等

☞ **税理士Ｂ**

法37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反　税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】　名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、２年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

留意点

（名義貸し）

非税理士に対する「名義貸し」は、税理士が、税理士でない者（法52条の「税理士業務の制限」に違反する者）に対して自己の名義を利用させることであり、「にせ税理士行為」に協力・加担すること。

（名義貸し行為の３つの指標）

① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
③ 税理士が報酬を納税者から直接収受していない。

（税務書類の作成）

「税務書類の作成」とは、税理士が、自己の判断に基づいて申告書等（税務官公署への申告等に係る申告書、申請書、請求書、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書、不服申立書、その他これらに準ずる書類）を作成することであり、単なる代書は含まれない。

（事例８）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

適用条文等・留意点

☞ **税理士Ａ**

法37条（信用失墜行為の禁止）違反　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

税理士Ａは、記帳代行業者Ｃからの依頼に応じて、自身の税理士事務所の所属税理士である税理士Ｂに対して、Ｃが作成した確定申告書に署名するよう指示しており、このことは反職業倫理的な行為であり、信用失墜行為に該当する。

☞ **記帳代行業者Ｃ**

法52条（税理士業務の制限）違反　税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

法59条（罰則）　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
一～三　（省略）
四　第52条の規定に違反したとき。

記帳代行業者Ｃは、他人の求めに応じて確定申告書を作成しており、税理士でないにもかかわらず税理士業務を行っていることから、法52条の税理士業務の制限に違反する。
にせ税理士行為は、刑事上の措置である罰則規定（法59①四）の対象となる。

（事例８）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

【事例】

税理士Ａは、税理士でないＢから依頼され、Ｂが作成した所得税の確定申告書の下書きを受領し、自身のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で、電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

税理士Ａは、自らパソコンに申告内容を入力して電子申告を行っていますが、入力した内容は、税理士でないＢにより作成された申告書の下書きの内容のままであることから、税理士Ａの判断で作成されたものとはいえず、税理士でないＢの判断で作成されたものといえます。

【事例】

税理士Ａは、税理士でないＢを勤務実態がないにもかかわらず使用人と装い、Ｂが作成した所得税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

Ｂは勤務実態がないことから、たとえ税理士Ａの使用人としての形式を整えていたとしても、実質的には使用人とはいえません。
そして、税理士Ａは、署名を行った申告書の作成に何らかかわっていないことから、それらの申告書は税理士Ａの判断で作成されたものとはいえず、税理士でないＢの判断で作成されたものといえます。

（事例９）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していた場合）

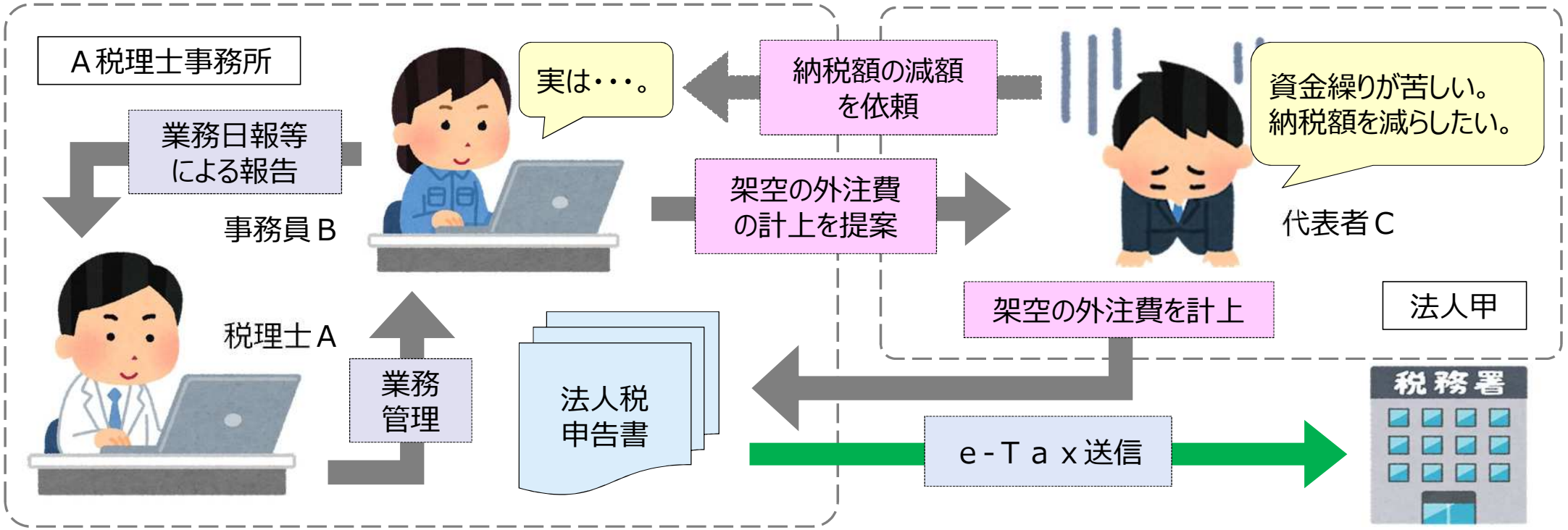
事案概要

税理士Ａは、事務員に業務日報を作成させるなど、日頃から業務管理を行っていた。

ある時、Ａ税理士事務所に勤務する事務員Ｂは、長年担当していた法人甲の代表者Ｃから「資金繰りが苦しいので納税額を減らせないか」との相談を受け、税理士Ａに無断で、自身が別に担当していた法人に対する架空の外注費を計上することをＣに提案した上で、架空の請求書を作成するなどの不正に加担した。

その後、事務員Ｂは、自責の念に駆られ、自身が行った不正行為の内容を税理士Ａに打ち明けた。

税理士Ａは、法人甲の申告期限が迫っていたため、架空の外注費が計上されたままの状態で、圧縮された所得金額を是正することなく、法人甲の申告書を作成して税務署へ提出した。



（事例９）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していた場合）

適用条文等

法45条１項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
６月以上２年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

１　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき

使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

２　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき

（１）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）上記２（１）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の２の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

（事例10）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）35

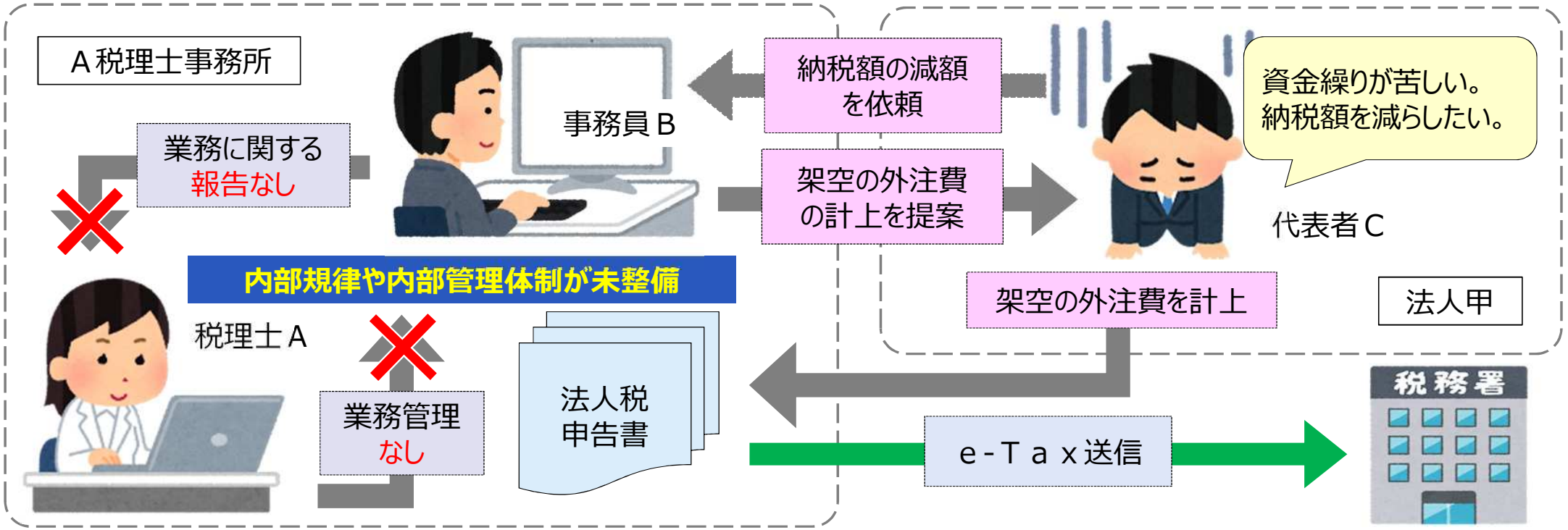
事案概要

税理士Ａは、事務所の内部規律や内部管理体制を整えておらず、日々の業務も事務員に任せきりにしていた。

ある時、Ａ税理士事務所に勤務する事務員Ｂは、長年担当していた法人甲の代表者Ｃから「資金繰りが苦しいので納税額を減らせないか」との相談を受け、税理士Ａに無断で、自身が別に担当していた法人に対する架空の外注費を計上することをＣに提案した上で、架空の請求書を作成するなどの不正に加担した。

不正行為の事実を知らない税理士Ａは、法人甲の申告期限が近づいたため、架空の外注費が計上されたままの状態で、圧縮された所得金額を是正することなく、法人甲の申告書を作成して税務署へ提出した。

ある時、法人甲に対する税務調査が行われ、税理士Ａは、事務員Ｂが不正に加担していた事実を知った。



（事例10）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）36

適用条文等

法45条2項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は ２年以内の税理士業務の停止

留意点

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

１　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき

使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

２　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき

（１）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）上記２（１）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の２の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

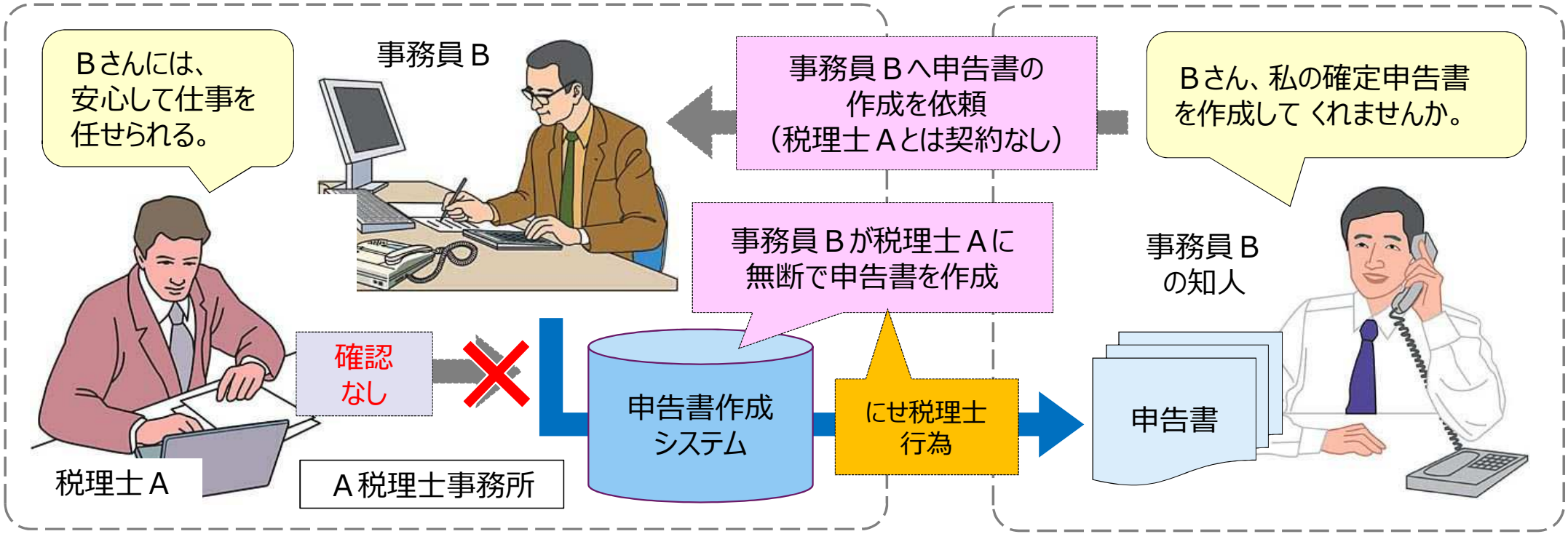
（事例11）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）37

事案概要

Ａ税理士事務所に勤務する事務員Ｂは、自身の知人からの「確定申告書を作成してほしい」との依頼を断ることができず、税理士Ａに無断で、知人から預かった書類の集計等を自宅で行った上で、Ａ税理士事務所に備え付けの申告書作成システムを使用して、自らの判断で知人の確定申告書を作成した。

税理士Ａは、事務所が適正に運営されるよう内部規律や内部管理体制を整備していたものの、業務経験が長く、信頼していた事務員Ｂに関しては業務を任せきりにしていた。

また、Ａ税理士事務所に備え付けられていた申告書作成システムは、申告書を作成すると業務処理簿が自動的に作成される仕様であったが、税理士Ａは、システムの利用事績や業務処理簿を確認していなかった。



（事例11）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）38

適用条文等

法41条の２（使用人等に対する監督義務）違反　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

法46条（一般の懲戒）該当　財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告　又は　１年以内の税理士業務の停止

留意点

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

１　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき
　使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

２　使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき

（１）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）上記２（１）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の２の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（帳簿作成の義務）第41条

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、１件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

２　前項の帳簿は、閉鎖後５年間保存しなければならない。

３　税理士は、財務省令で定めるところにより、第１項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。



（秘密を守る義務）第38条　税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）第54条　税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。



⇒「正当な理由」とは、本人の承諾又は法令に基づく義務があることをいいます。

⇒「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（事務所の設置）第40条　税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2　税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3　税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4　税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

⇒　「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するとされています。

　この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれます。

⇒　税理士業務の「本拠」とは、税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所とされています。



税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（使用人等に対する監督義務）第41条の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

⇒　「使用人その他の従事者（使用人等）」とは、税理士と雇用契約にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても、税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶ全ての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。

⇒　税理士の使用人その他の従業者（使用人等）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。 したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

⑴　使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

⑵　使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法



（事例12）社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

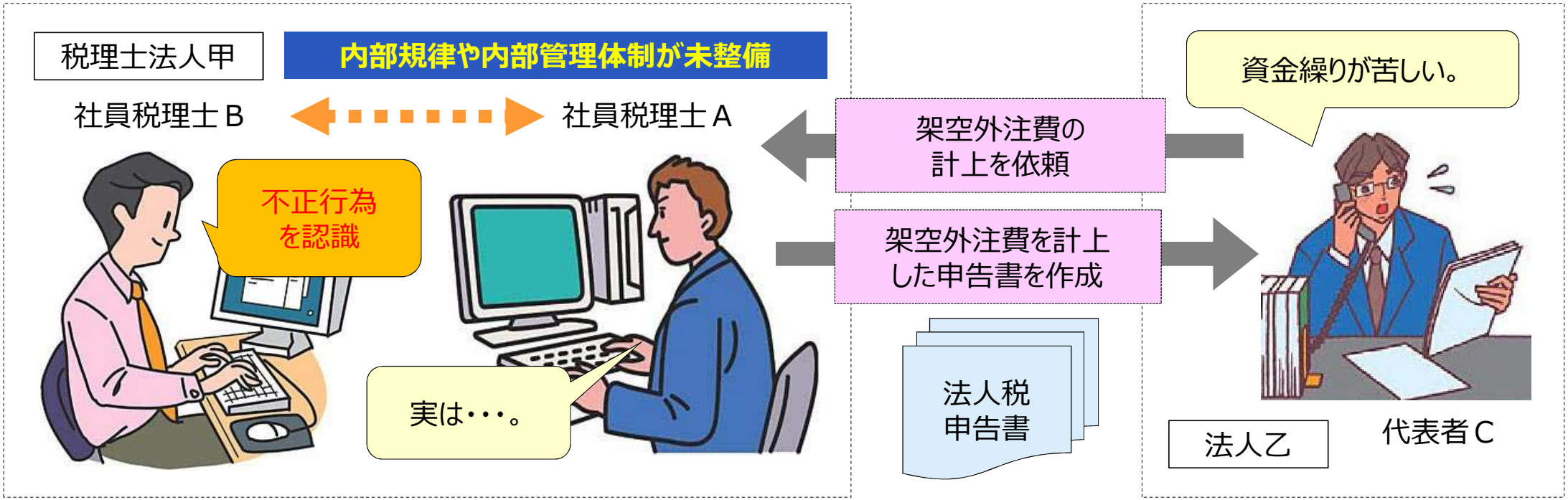
事案概要

税理士法人甲の社員税理士Ａは、関与先法人乙の法人税の申告に当たり、法人乙の代表者Ｃから「資金繰りが苦しいので資金確保のために架空外注費を計上したい」との依頼を受けた。

社員税理士Ａは、適正に申告するようＣに助言したものの、付き合いが長いＣからの依頼を断ることができず、架空外注費を計上することで不正に所得金額を圧縮した法人税の申告書を作成して税務署に提出した。

税理士法人甲には、社員税理士Ａの他に社員税理士Ｂがいたが、Ｂは、Ａから、Ａが行った行為の全容を知らされており、法人乙の不正行為を認識していた。

また、税理士法人甲では、業務管理のための規定等がなく、社員税理士や事務員の業務の遂行状況をチェックする体制も整備されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部規律や内部管理体制が整備されていなかった。



（事例12）社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

適用条文等

☞ **社員税理士Ａ 及び 社員税理士Ｂ**

法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当　財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

☞ **税理士法人甲**

第48条の20（違法行為等についての処分）該当　財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

（税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合の処分の量定）【財務省告示】

社員税理士に法45条又は法46条に規定する行為があった場合は、その行為を行った社員税理士の量定に応じて、戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の対象となる。

留意点

（税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合の他の社員税理士に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされています。

1　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき
　他の社員税理士も不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

2　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき
　税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合は、当該他の社員税理士も過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったＡ社の前代表者Ｂを被相続人とする相続人Ｃほか２名の相続税の申告に当たり、被相続人ＢがＡ社への貸付債権を債権放棄したとする虚偽の確認書を相続開始後に作成し、当該貸付債権を相続財産から除外することにより、相続税の課税価格を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、未完成の工事に係る労務費を完成工事原価に振り替えることにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、売上金額を減額するとともに、架空仕入等を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去に粉飾決算を行った際に計上した架空の未成工事支出金を取り崩し、売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
２年の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社が粉飾決算に際して計上していた架空の機械装置を外注加工費に振り替えるとともに、その外注加工費の一部を未成工事支出金に振り替えることで、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
２年の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であったＡの所得税の確定申告に当たり、同人の依頼により、売上金額及び必要経費を減額し、所得金額を調整することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
１年３月の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去に粉飾決算を行った際に計上した架空の未成工事支出金の金額を取り崩し、売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
１年３月の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成） ・法37条（その他反職業倫理的な行為）	・被処分者は、関与先であるＡの所得税の確定申告に当たり、売上の一部を減額し、架空の経費を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・被処分者は、関与先であるＡの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるよう課税売上金額を減額し、消費税及び地方消費税の申告義務がないかのように装い無申告とさせることによって、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
１年１月の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるＡ社の課税調査前の法人税の自主修正申告に当たり、同社の決算において計上していたＢ社に対する業務委託手数料が架空であるおそれがあると認識していたにもかかわらず、当該業務委託手数料の計上を容認することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａ社の課税調査前の消費税及び地方消費税の自主修正申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
１年の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、接待交際費の支出額が租税特別措置法第61条の４に規定する損金不算入額の対象とならないように、接待交際費とすべきものを外注費として計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
６月の停止	・法45条第１項（故意による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の資産として計上されていた土地を、同社の前代表者Ｂの二男Ｃに売却したとする架空の不動産売買契約書を作成し、固定資産売却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
１年５月の停止	・法45条第２項（過失による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、税理士法人Ｄの関与先であるＡ社及びＢ社の給与の支払いに係る源泉徴収に当たり、同税理士法人の使用人であったＣが両社の代表者からの依頼に応じて、従たる給与である両社の源泉所得税の税額計算を源泉徴収税額表の甲欄で計算することにより不正に源泉所得税額を圧縮していたにもかかわらず、源泉徴収簿等の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、源泉所得税額を圧縮した真正の事実に反する所得税徴収高計算書を作成した。
１年１月の停止	・法45条第２項（過失による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、被処分者の使用人であるＢが、同社の売上の一部を除外し、また、架空の業務委託費を計上していたにもかかわらず、当該取引に係る内容や請求書等の証ひょう類の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
２月の停止	・法45条第２項（過失による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、税理士法人Ｄの関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同税理士法人の使用人であったＢが同税理士法人の関与先であったＣ社の預金口座を利用して計上していたＡ社からＣ社に対する架空の業務委託費について、当該業務委託費に係る取引内容や請求書等の証ひょう類の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 　また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
７月の停止	・法37条（自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、収入金額や必要経費の一部を除外した総勘定元帳を作成し、当該総勘定元帳に基づき申告書を作成することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 　また、これに伴い自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 　また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
１年７月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・業務け怠） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
１年の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、先物取引に係る雑所得の申告漏れや減価償却費等の必要経費を過大に計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴うとともに事務所の賃貸料収入を課税売上に計上しなかったことによって、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・源泉所得税の未納）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の従業員給与等に係る源泉所得税について、納付義務があることを認識していたにもかかわらず、法定納期限までに納付をせず、源泉所得税額の未納を生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
10月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業との関連性が認められない家事上の不動産及び車両に係る減価償却費やその付随費用を必要経費として計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴うとともに請求書の保存がないこと等によって、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
10月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業収入や不動産収入等の計上漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴い自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
９月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己の所得税の確定申告において、必要経費を概算で計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
８月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、給与収入の計上漏れにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
８月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、業務委託費等を過大計上することにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
８月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、被相続人Ａ名義の預貯金等を相続財産に含めず、課税価格の申告漏れを生じさせた。
７月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・源泉所得税の未納）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己が代表者であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の従業員給与等に係る源泉所得税について、納付義務があることを認識していたにもかかわらず、法定納期限までに納付をせず、源泉所得税額の未納を生じさせた。
６月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、接待交際費を過大に計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
４月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・業務け怠）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。
２月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
１年１月の停止	・法37条の２（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
11月の停止	・法37条の２（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないＡ及びＢが、各人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名する「名義貸し」行為を行った。 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
８月の停止	・法37条の２（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士法人でないＡ社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
４月の停止	・法37条の２（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
２月の停止	・法37条の２（非税理士に対する名義貸し）	・被処分者は、税理士法人でないＡ社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和６年６月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	・法46条（業務停止処分違反）	・被処分者は、令和５年６月20日付で「６月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、当該税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成した。
７月の停止	・法37条（業務け怠） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
２月の停止	・法37条（税理士業務を停止されている税理士への名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士法に基づく懲戒処分により税理士業務の停止となっていたＡ税理士から依頼を受け、Ａ税理士が当該業務停止期間中に作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（税務代理の権限の明示）第30条　税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

⇒ 税務代理の権限を有することを証する書面が「税務代理権限証書」です。

（税理士証票の提示）第32条　税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

⇒ この規定は、「にせ税理士」を税理士業務から排除することで税理士制度を担保しようとする趣旨のもの。

（署名の義務）第33条　税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。－省略－
２　税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。
３～４　－省略－

⇒ 税理士の署名には、記名（他人による代筆）は含まれず、自署に限られると解されています。
⇒ 税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとされています。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（脱税相談等の禁止）第36条　税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

⇒ 「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の逋脱を図るための具体的な方法を教示することであり、「相談に応じ」とは、税の逋脱の具体的方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすることが典型的な例といえます。
　また、「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の逋脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当します。

⇒ 脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の逋脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に逋脱行為を行ったかどうかは問わないとされています。

（信用失墜行為の禁止）第37条　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

⇒ 税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当するとされています。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（非税理士に対する名義貸しの禁止）第37条の２　税理士は、第52条又は第53条第１項から第３項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

⇒　名義貸し行為の３つの指標
　①　税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
　②　税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
　③　税理士が報酬を納税者から直接収受していない。

（秘密を守る義務）第38条　税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

⇒　「正当な理由」とは、本人の承諾、又は、法令に基づく義務があることをいうとされています。

⇒　「窃用」とは、自ら、又は、第三者のために利用することをいうとされています。

（会則を守る義務）第39条　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）第39条の２　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（事務所の設置）第40条　税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2　税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
3　税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
4　税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

⇒　「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するとされています。

　この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれます。

⇒　税理士業務の「本拠」とは、税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所とされています。

（帳簿作成の義務）第41条　税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2～3　－省略－

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（使用人等に対する監督義務）第41条の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

⇒　「使用人その他の従事者（使用人等）」とは、税理士と雇用契約にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても、税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶ全ての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。

⇒　税理士の使用人その他の従業者（使用人等）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。

したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

⑴　使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
⑵　使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（助言義務）第41条の３　税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

（業務の制限）第42条　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。

但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

（業務の停止）第43条　税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。

税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

税理士制度のＱ＆Ａ（国税庁ホームページ掲載）

国税庁ＨＰに掲載しています「税理士制度のＱ＆Ａ」は、税理士の方々が税理士業務を行う中で、適正な業務運営を行っていただけるよう、税理士の業務、所属税理士制度、書面添付制度、税理士事務所、税理士法違反行為及び税理士法人制度について、Ｑ＆Ａ形式により取りまとめたものです。

また、このＱ＆Ａでは、税理士等に課せられた税理士法上の義務の内容、その義務違反を行った場合の税理士等に対する懲戒処分等の内容について、具体事例を紹介し、説明しています。



お疲れさまでした。

